

大阪市告示第326号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月6日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地	変更年月日
関西みらい 銀行	千里丘支店	変更前 〒565-0823 吹田市山田南20-7	令和8年 5月18日
		変更後 〒565-0823 吹田市山田南1-1 イズミヤ千里丘店2階	
	千里山田支店	変更前 〒565-0823 吹田市山田南20-7 (千里丘支店内)	
		変更後 〒565-0823 吹田市山田南1-1 イズミヤ千里丘店2階 (千里丘支店内)	

(会計室会計管理担当)